

# 一般社団法人移行について

理事長 坪井 俊

2008年12月1日、公益法人改革3法律が施行され、社団法人「日本数学会」は、2013年11月30日までに、「公益社団法人」あるいは「一般社団法人」のいずれかに移行を完了する必要が生じました。そのため、前年度の理事会は「新公益法人問題検討WG」を立ち上げ、どちらを目指すか検討を依頼しました。「新公益法人問題検討WG」の答申が6月30日に出され、理事会はこれに従って、「一般社団法人」を目指して申請を行うことを決め、「一般社団法人」移行準委員会などを設立しました。この移行についての要点は以下の通りですので、ご理解とご協力をお願い致します。

公益社団法人について：

公益社団法人には総事業費の50%以上のウエートで公益目的事業を行うことが求められている。一方、「公益事業」とは法律によって定められた23種の事業で「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業」であることが求められている。日本数学会が主な事業としている「年会」あるいは「総合分科会」の開催、不定期刊行物、あるいは雑誌「数学」並びに「数学通信」などの出版事業は主に数学会会員を対象とした事業であるため、「不特定多数のものの利益の増進に寄与する事業」と認められる可能性は小さく、現状の事業を継続することを前提として公益社団法人に申請しても認定される見通しは暗い。

公益社団法人のメリット・デメリットについて：

メリットは信用供与の面と税制の優遇面であるが、長年の実績を積み重ねている日本数学会にとって信用供与を受けるメリットは少ない。税制面での優遇措置は非収益事業に対する非課税措置と、当該法人に寄付をした法人の寄付金が損金扱いになること、個人の場合は所得控除が可能になることであるが、これまでの実績を考えるとメリットは少ない。一方、公益社団法人には事業年度ごとに行政庁に対する事業報告の義務が生じ、その都度公益社団法人としての適格性が審査され、仮に認定取り消しとなった場合は「公益目的財産」は没収されこととなる。

スケジュールについて：

2009年7月理事会で公益法人改革への対応を決定し、「一般社団法人」移行準委員会を設立しました。

2009年9月秋季総合分科会で対応を説明しました。

今後、出来るだけ以下のスケジュールでおこなう。

2010年3月までに、定款の改正案を作成し、文部科学省の意見聴取等を行い成案を固める。新定款案には総会決定後、東京都に認可申請を行うこと、認可後に施行されること等の移行措置を付記する。

2010年5月総会において新定款を承認をもとめる。

2010年5月東京都に「一般社団法人」認可申請する。